

個人情報保護委員会（第239回）議事概要

- 1 日 時：令和5年4月12日（水）14：40～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、吉屋参事官、栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

4 議事の概要

- (1) 議題1：地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備状況に係る調査結果等について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「事務局から、令和5年4月1日時点の『地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備状況に係る調査結果』と今後の対応等について報告があった。まず、47の都道府県及び1,741の市区町村については、その全団体において、令和3年改正個人情報保護法の施行に当たり、法施行条例等の措置を本年3月31日までに完了いただき、4月1日時点で施行されているとの報告があった。これまでの対応について、御協力いただいた各地方公共団体の皆様に感謝を申し上げます。次に、一部事務組合及び広域連合については、回答のあった団体のうちほとんどの団体において法施行条例等の措置が完了し、4月1日時点で施行されている一方、措置が間に合わなかった団体が21団体あったとの報告もしていただいた。従来から、全ての団体において法施行条例等の措置が昨年度内に完了すると予定されていたところ、年度末にかけて団体ごとの様々な事情等があったと思料するが、法施行条例等の措置が間に合わなかった一部事務組合等においては、今後、早急にその措置を完了していただきたいと思う。事務局においては、引き続き、そうした未整備団体に対して、法施行条例の整備の必要性や、開示請求が可能である旨を改めて通知・説明するとともに、早期の条例整備に向けた働き掛けや伴走型の支援を実施することを期待する。本日は『速報』としての報告と聞いており、引き続き、『未回答』の団体についても結果をとりまとめ、改めて、その全容を委員会に報告いただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、進めることとなった。

- (2) 議題2：認定個人情報保護団体の認定について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり認定することとなった。

(3) 議題3：日EU相互認証に係る共同レビューの完了について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

大島委員から「丹野委員長と欧州委員会レンデルス委員の会談には、私も出席した。レンデルス委員とは、2021年10月にオンラインで行われた共同レビュー会合を共に主催したが、この度は、当委員会に御迎えすることとなり、共同レビューの完了を共に確認できたことは大変印象深いことであった。当日の会談は大変なごやかであり、かつ実りの多い議論となった。レンデルス欧州委員からは、OECDやG7などの国際的な場におけるこれまでの日EU間の協力関係に関しても言及があり、誠に意義深く思う」旨の発言があった。

丹野委員長から「今回の会談は、幅広い観点から意見交換を行ったが、大島委員からの発言のとおり、非常に充実した議論となった。会談終了後には、レンデルス委員と共に共同記者会見を実施した。2019年1月の日EU相互認証の枠組み発効以降、はじめてのレビューであったが、双方の個人情報保護制度が引き続き『同等』であることを内外に発信することができたため大変意義のある機会であった。その際、今後の協力の方向性について一致したことも発表することができた。我が国とEUは、共通の価値観を共有しており、今後も国際舞台においても協力を進めていくこと、また二者間においては、EUによる我が国への十分性認定の範囲を、学術研究分野や公的部門に拡大する可能性を検討することで合意した。今後、しっかりと協議を進めるとともに、より一層、緊密な協力関係を構築してまいりたいと考えている」旨の発言があった。

以上